

障害福祉サービス制度のお知らせ

村内にお住まいの障がいを持った人たちが、安心して生活や社会参加をするために障害福祉サービスを活用することができます。サービス内容は以下のとおりです。

	サービス名	サービス内容
介護給付	居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護などをおこないます。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者または、重度の知的障がい、精神障がいにより行動上著しい困難を有するものであって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援などを総合的におこないます。
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人が外出するときに必要な情報提供や介護をおこないます。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援をおこないます。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護などの複数のサービスを包括的におこないます。
	短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間中に夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護などをおこないます。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活のお世話をおこないます。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間に入浴、排せつ、食事の介護などをおこなうとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護などをおこないます。
訓練等給付	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力などを補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援をおこないます。
	共同生活援助	夜間や休日、共同生活をおこなう住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護や日常生活上の援助をおこないます。
	自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な支援訓練をおこないます。
	自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な訓練をおこないます。
	就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練をおこないます。
	就労継続支援A型	一般企業などでの就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力などの向上のために必要な訓練をおこないます。
	就労継続支援B型	一般企業での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力などの向上のために必要な訓練をおこないます。
地域相談支援	地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の人たちを対象として、住居の確保など地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の支援をおこないます。
	地域定着支援	居宅において単身で生活している障がい者などを対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援をおこないます。
	計画相談支援	計画相談員が、障害福祉サービスを利用する際に必要なサービスなどの利用計画の作成・連絡調整などや作成されたサービスなどの利用計画が本人にとって適切かどうか、必要に応じて見直しを図っていきます。

- 【備考】 ●介護保険の対象者については、介護保険が優先になります。
 ●障害福祉サービスは個人の障がいの状況に応じて対象者の要件があります。
 ●サービスを受けるためには区分認定調査を要する場合があります。
 ●世帯の収入状況に応じて利用者負担が発生します。

〈問い合わせ〉住民福祉課 福祉係 TEL (67) 2702